

平成 20 年第 1 回臨時会

与論町議会会議録

平成 20 年 2 月 29 日

与 論 町 議 会

平成 20 年第 1 回与論町議会臨時会

第 1 日
平成 20 年 2 月 29 日

平成20年第1回与論町議会臨時会会議録

平成20年2月29日（金曜日）午後4時24分開会

1. 議事日程（第1号）

開議の宣告

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

第3 議案第 1号 平成19年度与論町一般会計補正予算（第5号）

第4 発議第 1号 道路特定財源の確保に関する意見書提出の件

2. 出席議員（10名）

1番 供利泰伸君	2番 福地元一郎君
3番 喜山康三君	4番 本畠敏雄君
5番 坂元克英君	6番 大田英勝君
7番 酒匂展秀君	10番 麓才良君
11番 喜村政吉君	12番 町田末吉君

3. 欠席議員（1名） 欠員（1名）

9番 野口靖夫君

4. 地方自治法第121条の規定により、説明のため議場に出席した者の職氏名（6名）

町長 南政吾君	教育長 田中國重君
総務企画課長 元井勝彦君	町民福祉課長 沖野一雄君
建設課長 高田豊繁君	教委事務局長 野田俊成君

5. 職務のため出席した事務局職員（2名）

事務局長 岩村中里君 書記 林孝徳君

開会 午後 4 時 24 分

○

○議長（町田末吉君） ただ今から、平成20年第1回与論町議会臨時会を開会します。
これから、本日の会議を開きます。

○

日程第1 会議録署名の指名

○議長（町田末吉君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行ないます。
会議録署名議員は、5番 坂元克英君、及び6番 大田英勝君を指名します。

○

日程第2 会期の決定

○議長（町田末吉君） 日程第2、会期決定についてを議題とします。
お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日としたいと思います。
ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。
よって、会期は本日1日と決定いたしました。

○

日程第3 議案第1号 平成19年度与論町一般会計補正予算（第5号）

○議長（町田末吉君） 日程第3、議案第1号、平成19年度与論町一般会計補正予算（第5号）を、議題とします。
本案について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（南 政吾君） よろしくお願ひいたします。議案第1号、平成19年度与論町一般会計補正予算（第5号）について、提案理由を申し上げます。
補正予算の歳入につきましては、普通交付税936万円が増額の内容です。
歳出につきましては、民生費で那間保育所費の那間保育所安全対策工事費400万円が増となっております。土木費は、道路維持費の町道那間茶花線道路整備計画にかかる、住家屋補償費500万円が増額です。教育費は、与論幼稚園管理費の修繕費13万円及び町単独ネットフェンス設置工事23万円が増額となっています。

ご審議され議決して頂きますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（町田末吉君） 提案理由の説明は終わりました。
これから、質疑を行います。

○議長（町田末吉君） 3番。

○3番（喜山 康三君） これ、3件一度に質問してよろしいでしょうか。那間保育所の件ですけれども、安全対策工事ということになってるんですけど、どこをどのような形で安全対策なのか、それについての説明を求めるます。

○議長（町田末吉君） 町民福祉課長。

○町民福祉課長（沖野一雄君） お答えを申し上げます。那間保育所につきましてはですね、まず、平成20年度から朝戸保育所、与論付属幼稚園が認定こども園としてスタートする予定でございます。それと合わせまして、那間保育所それから那間小学校付属幼

稚園、この二つもやはり同じように保育所型の認定こども園として20年度からスタートするという予定にいたしております。それで、現在の那間保育所の交通安全面、それから園庭の利用、そういったことをトータルで今まで保護者の方々、あるいは公民館の方々、そういった方々と話し合いを続けてまいりました。その中でどうしても安全面の方が保護者の方々からも意見がでまして、安全面の確保を是非お願いしたいという要望を受けております。それで、20年度からスタートするに際しまして一日でも早く県道に直接隣り合わせておりますので、保育所と県道の間を今ブロックで、境界ブロックが建っておりますけれども、その裏側の方の、保育所の北側ですね、今ブロック塀が建っておりますけれども、そのブロック塀を一部取り壊しまして、その後ろ側のほうから、今の那間公民館と保育所の方の入口が一緒に併設された形になっておりますけど、子供たちが安全に登園できるように、そのブロック塀の一部を壊しまして、まず入口を新たに設けるということがまず1点。

それから、もう1点は県道の、保育所の北側になりますけれども、県道の向い側の方に、県道の路肩の所を少し広げましてですね、県との協議を進めておりますけれども、車が停車できるようなスペースをですね新たに設けるということで、盛り土をしまして、県道と同じ高さにしまして車が20台程度止められるようにということです工事、これが2点目です。

それから3点目がですね、やはり子供たちの安全を図らなきやいけない、那間公民館にも迷惑をかけてはいけないということで、那間公民館の庭の方も認定こども園の子供たちに利用してもらえるようにするために、那間公民館との建物自体との間をフェンスでちょっと区切りまして、那間公民館の庭の方の、那間公民館の建物本体との間をフェンスで区切る、東側の方もフェンスで区切る、それから北側の方も今ブロックがあるんですけど、そこがかなり低くて、それもちょっと安全面で問題があるということで、そこにもフェンスを設けるということで、フェンスで囲ってですね、安全面に留意するということで、これが3点目。この3つの工事費でございます。

○議長（町田末吉君） 3番。

○3番（喜山 康三君） とりあえず、その那間保育園のですね事業についてちょっとただしたいと思います。私も実を言うと安全対策ということで、非常に懸念されることがあるかということで、実を言うと今朝現地の方に行って調べてきたんですけど、園長さんにどういうことかと伺って聞いてきたんですけど、今課長さんが説明されているですね、そのところは以前から県道拡幅問題でかなり大きなSカーブになっており、普段から交通安全に非常に危険だということで、拡幅あるいは設計変更などについて検討、折衝されているということは承知しておりますが、その話を聞くと、県道のいわゆるブロックを壊してそこへ駐車場を作るとかですね、フェンスにするとかという事になっていますけど、カーブの所に逆に物を設置して、いわゆる交通安全対策上また余計に問題は無いのか。その辺についても私ちょっと危惧するところがあります。本来は県道の拡幅とかいわゆる再事業というんですか、するためにですね、きちんとしていただきたい場所なんですが、とりあえず安全対策ということでこういうことが出ていますが、非常に私は無理な、無駄なお金の使い方になるんじゃないかなと思って非常に危惧しております。それから、公民館側の壁をフェンスに変えるとか、いろいろ

ろご提案があるみたいですが、これ逆に那間小学校の中での併設した形の認定こども園という形はできないのかどうか。この辺についても検討する余地はあるんじゃないかなと。必ずしも現在の場所にですね認定こども園を設置して、なつかつこれだけの投資を行うということは、将来問題はないのか。その辺については町長どうお考えでしょうか。

○議長（町田末吉君） 町長。

○町長（南 政吾君） まず1点目。カーブの所に、そういう施設をしてかえって危険ではないかということと、駐車とおっしゃいましたけど、駐車ということは考えていない訳でありますと、塀の中にですね全部車が1台ぐらいは入るんじゃないかなと思うんですけど、本来のあれとしては、反対側の方に駐車場を作つて、そこで子供たちを降ろして、今のあの横断歩道をちょっとずらしてですね、その入り口に子供たちを連れてくるという考え方です。いろんな角度から、父兄も一緒になっていただいていろんな角度から討論して検討して、これ以外無いんじゃないかなということで決定をした訳であります。それから、もう一つ、那間幼稚園の中にということではあります、これは法的敷地の問題、それから建物の問題、それと後もう一つは費用の問題ですね全部計算をして、父兄の方にも示して説明もした訳でございますけど、父兄の方からも只今の同じ意見が出来まして、その計算もしまして、結局今の保育所型のこども認定園を作るということで、父兄の方とも相談をして決めさせていただいたわけです。以上です。

○議長（町田末吉君） 3番。

○3番（喜山 康三君） いずれにしてもですね、カーブの曲がり角に、またその反対側に駐車場を作つたとしても、そこからのいわゆる横断、子供たちの横断もあって更に交通安全対策上更に私は危険の方が増すんじやないかと、それよりはむしろ抜本的な解決方策を検討された方がいいんじゃないかなという事ですね、ここで一つ提案をしておきます。

続いてよろしいでしょうか。道路維持の茶花線の家屋補償費の事ですが、これはあの図書館通りの補償費の件ではないかと思うんですけど、それでよろしいでしょうか、町長。

○議長（町田末吉君） 町長。

○町長（南 政吾君） 前、町営住宅ありましたところを公園ということで、栽原さんをお願いして土地と建物を購入して進めてきたわけですが、その関係で、その部分だけ巴里食堂からの部分だけ、6m道路ということで当初考えていた訳でありますと、あまりにも非常に短いということで、将来のことを考えたときに県道まで通すべきではないかという考え方があつまいりまして、ところが道路事業として本認定を受けていないものですから財政面で非常に無理があるということで、一時、考えようじゃないかということになつてましたわけなんですが、丁度私が鹿児島に出張した折に、駄目元でいいんじゃないかなということで、地権者の方のご協力を得られれば、補助が付いたのと同じような値段でお願い出来んかとお願いしましたところ、快く、町の為だからいいじゃないかと。補助がつかないということであるならば、自分でそんだけ面倒を見ようじゃないかということになりますね、非常に地権者の方に

は申し訳なくと言いますか、有り難いと思っているわけでありますけど、了解を得まして、県道まで6m道路を通すということでお願いをしている訳です。以上です。

○議長（町田末吉君） 3番。

○3番（喜山 康三君） この内訳は補助費だけではないんですか。

○議長（町田末吉君） 町長。

○町長（南 政吾君） 内訳については、撤去費全部いれて500万円ということです。

○議長（町田末吉君） 3番。

○3番（喜山 康三君） 撤去費とその補償費の二つが入った形でこういう価格ということですね。承知しました。次の教育費の与論幼稚園の管理費のネットフェンスの設置工事となっていますけど、このネットはどちら側のネットになるんでしょうか。

○議長（町田末吉君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（野田俊成君） ご説明いたします。現在、幼稚園児が与論小学校の正門から通りまして、体育館の横をすり抜けて幼稚園の敷地に入って登園という形をとっておりまして、体育館側と幼稚園側の間には途中までネットが、いわゆる金網が設置してありますけれども、ほぼ19メートル程しか設置してありません。その中で今般20年4月から与論認定こども園が出来るに伴いまして、園児の安全管理という面で開閉式のフェンスを設けるという事で、19メートル分の工事費を計上させていただきました。

○議長（町田末吉君） 3番。

○3番（喜山 康三君） これはあの与論小学校と認定こども園との間の境目にこれをつけるという事ですか。

○議長（町田末吉君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（野田俊成君） はい、その通りです。

○議長（町田末吉君） 3番。

○3番（喜山 康三君） 現場の説明が、なかなか、図面とか非常に親切じゃないんですね、執行部の説明の仕方が。それで、こういうものをされる時は出来るだけ詳細にですね、議会の方でも内容が把握できるような形でお願いしたいと思います。今朝行つたら別のフェンスの話が、私はこっちを変えるんだということで聞いていたもんだから、課長の話と現場での先生方との話が全然折り合わない内容を今受けたんですけど、気付いたところ与論小学校の所の今東側にある方のネットの側が大分錆付いて傷んできていますよね。その辺の方も今後検討する余地があるんじゃないかなという事で申し上げておきます。以上です。

○議長（町田末吉君） これで、質疑を終わります。

お諮りします。議案第1号は、会議規則第39条第2項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。

ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第1号については、委員会付託を省略することに決定しました。これから、討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 討論なしと認めます。

これから、議案第1号、平成19年度与論町一般会計補正予算（第5号）を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第1号、平成19年度与論町一般会計補正予算（第5号）は、原案のとおり可決されました。

----- ○ -----

日程第4 発議第1号 道路特定財源の確保に関する意見書提出の件

○議長（町田末吉君） 日程第4、発議第1号 道路特定財源の確保に関する意見書提出の件を議題とします。

本件について、趣旨説明を求めます。

○議長（町田末吉君） 6番。

○6番（大田英勝君） 発議第1号 道路特定財源の確保に関する意見書。上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。提出者、与論町議会議員 大田 英勝。賛成者、与論町議会議員 麓 才良。同じく賛成者、与論町議会議員 福地 元一郎。提案の理由。現在、政府においては、道路特定財源を見直し、他用途への転用や使途を限定しない一般財源化を図る論議がなされているが、道路整備率が高くない本町にとり懸念されるところである。

自動車交通以外に交通手段のない本町においては、道路に対する依存度が極めて高く、産業経済の流通、生活の利便性更には防災面から、道路網の整備は、今後とも必要不可欠である。

したがって、地方自治法第99条の規定により、関係行政庁に提出しようとするものであります。

○議長（町田末吉君） 趣旨説明は終わりました。

これから、質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

発議第1号は、会議規則第39条第2項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。

ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第1号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。

○議長（町田末吉君） 3番。

○3番（喜山 康三君） 今、テレビなどで一般財源化するとかと言うことですね論議されておりますが、この特定道路財源化することによってですね、本町にどれだけ貢

献がどうあるかということについてはですね、未知数じゃないかと思うんですよ。本町はもちろん道路についても、いろいろ整備しなくてはならない所はたくさんあると思いますが、それもさて置いて様々な分野ですね、やはり一般財源化するのも本町にとっても非常に有効じゃないかと、その辺について、私は十分検討、吟味する余地があると思いますけど、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（町田末吉君） これは反対討論ですか。

○3番（喜山 康三君） 聴いています。

○議長（町田末吉君） もう質疑は終わっていますよ。

○3番（喜山 康三君） なら、反対討論でいいです。

○議長（町田末吉君） 賛成討論はありませんか。6番。

○6番（大田英勝君） そういういた議論もある訳でございますが、今もう年度末ということと、新年度の予算の中にもこういった道路財源が見込まれて、すでに織り込まれているということで、今、国会でも議論があるわけですが、これが今仮に、この道路の特定財源が廃止された場合には、非常に混乱をきたすということも第一点はあると思います。それと、やっぱり地方においては一般財源化した形でのそういう議論もあるわけですが、大体特定財源と言うものは道路を作るための特定財源であり、その前にもまた、するんであれば廃止するというのが筋であり、必要だからやっていたという事も一つの筋論としてあるのではないかという事で、とりあえずこれは、是非とも現状維持をしていただくほうがいいのではないかということで、是非ともお願いしたいと思っております。

○議長（町田末吉君） 討論を終結します。

これから発議第1号、道路特定財源の確保に関する意見書提出の件を採決します。

この採決は、起立によって採決します。賛成の方の起立をお願いします。

○議長（町田末吉君） 起立、多数です。

よって本案は、可決することに決定しました。

----- ○ -----

○議長（町田末吉君） 以上で本日の日程は、全部終了しました。

会議を閉じます。

平成20年第1回与論町議会臨時会を閉会します。

ご苦労様でした。

----- ○ -----

閉会 午後4時47分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

与論町議会議長

与論町議会議員

与論町議会議員